

本日の会議に付した事件

平成29年第4回山元町議会定例会（第1日目）

平成29年12月7日（木）午前10時

- | | | |
|-------|------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 提出議案の説明 | |
| 日程第 4 | 報告第16号 | 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解） |
| 日程第 5 | 報告第17号 | 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更） |
| 日程第 6 | 報告第18号 | 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更） |
| 日程第 7 | 承認第 7号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度山元町一般会計補正予算・専決第1号） |
| 日程第 8 | 承認第 8号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度山元町一般会計補正予算・専決第2号） |
| 日程第 9 | 議案第60号 | 山元町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例 |
| 日程第10 | 議案第63号 | 平成29年度 災救1号 中山熊野堂応急仮設住宅解体工事請負契約の締結について |
| 日程第11 | 議案第64号 | 平成29年度 復興1号 町道1号東街道線（その1）外5路線町道補修工事請負契約の締結について |
| 日程第12 | 議案第65号 | 平成29年度 復興2号 町道1号東街道線（その2）町道補修工事請負契約の締結について |
| 日程第13 | 議案第66号 | 平成29年度 復興3号 町道1号東街道線（その3）町道補修工事請負契約の締結について |
| 日程第14 | 議案第67号 | 平成29年度 復興4号 町道2号大平牛橋線外4路線町道補修工事請負契約の締結について |
| 日程第15 | 議案第68号 | 平成29年度 復興5号 町道8号高瀬中央線外1路線町道補修工事請負契約の締結について |
| 日程第16 | 議案第69号 | 平成29年度 復興6号 町道9号真庭線外2路線町道補修工事請負契約の締結について |
| 日程第17 | 議案第70号 | 平成29年度 復興7号 町道12号中山線外3路線町道補修工事請負契約の締結について |

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成29年第4回山元町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議長（阿部 均君）日程第１．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第１２４条の規定によって、６番岩佐秀一君、
７番菊地康彦君を指名します。

議長（阿部 均君）日程第２．会期の決定を議題といたします。

事務局長にお手元に配布しております会期日程案を朗読させます。

事務局長（武田賢一君）はい、議長。会期日程（案）。

月日、曜日、会議別、内容の順に朗読いたします。

１２月７日、木曜日、本会議、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の説明、
議案審議。

１２月８日、金曜日、常任委員会。

１２月９日、土曜日、１２月１０日、日曜日、１２月１１日、月曜日、休会。

１２月１２日、火曜日、本会議、会議録署名議員の指名、一般質問。

１２月１３日、水曜日、本会議、会議録署名議員の指名、一般質問。

１２月１４日、木曜日、常任委員会。

１２月１５日、金曜日、本会議、会議録署名議員の指名、議案審議。

以上です。

議長（阿部 均君）お諮りします。

本定例会の会期は、会期日程案のとおり、本日から１２月１５日までの９日間にした
いと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から１２月１５日までの９日間に決定しました。

議長（阿部 均君）これから、議長諸報告を行います。

事務局長に、お手元に配布しております議長諸報告を朗読させます。

事務局長（武田賢一君）はい、議長。議長諸報告。

１．議会閉会中の動向。

９月２５日、宮城県町村議会議長会議が開催され、出席しました。

９月２８日、全国町村議会広報研究会が開催され、議員２名が出席しました。

１０月５日、北海道石狩市議会議員が視察研修のため訪れ、出席しました。

１０月１９日、愛知県安城市議会正副議長が視察研修のため訪れ、出席しました。

１０月３１日、宮崎県宮崎市議会議員が視察研修のため訪れ、出席しました。

１１月６日から８日、仙南・亘理地方町村議会議長会主催による視察研修会が開催さ
れ、熊本県阿蘇村、福岡県大任町を訪れました。

１１月７日、群馬県明和町議会議員が視察研修のため訪れ、副議長が出席しました。

同日、宮城県町村議会広報研究会が開催され、議会広報・広聴常任委員会委員が出席
しました。

１１月１１日から１２日、議会報告会を防災拠点・坂元地域交流センター、防災拠
点・山下地域交流センターで開催しました。

1 1 月 1 4 日、東京都練馬区議会議員が視察研修のため訪れ、出席しました。
1 1 月 1 5 日、熊本県大津町議会議員が視察研修のため訪れ、出席しました。
1 1 月 2 0 日、地方自治法施行 7 0 周年記念式典が東京で開催され、出席しました。
1 1 月 2 1 日、北海道日高町村議会議長会議長が視察研修のため訪れ、出席しました。
1 1 月 2 2 日から 2 3 日、第 6 1 回町村議会議長全国大会と県選出の国会議員との懇談会が東京で開催され、出席しました。

1 1 月 2 8 日、宮城県町村議会議長会臨時総会及び議長会議が開催され、出席しました。

総務民生常任委員会、1 0 月 5 日、1 0 月 1 2 日、1 0 月 2 5 日、1 1 月 8 日、委員会が開かれました。

産建教育常任委員会、1 0 月 3 日、1 0 月 3 0 日、委員会が開かれました。

議会広報・広聴常任委員会、1 0 月 1 6 日、1 0 月 2 3 日、委員会が開かれました。
裏面をご覧ください。

議会運営委員会、9 月 2 7 日、1 2 月 6 日、委員会が開催されました。

全員協議会、1 0 月 2 0 日、1 1 月 1 0 日、1 1 月 1 3 日、1 1 月 1 7 日、1 2 月 4 日、協議会が開かれました。

2. 陳情等の受理。陳情等 6 件が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

3. 長送付議案等の受理。町長から議案等 1 8 件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

4. 質問通告書の受理。議員 7 名から一般質問の通告があり、これを受理したので、その一覧表を配布しております。

5. 監査、検査結果報告書の受理。監査委員から例月出納検査及び指定金融機関監査の結果報告書が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

6. 説明員の出席要求。本定例会にお手元に配布のとおり、説明員の出席を求めています。

7. その他特に報告すべき事項。町長から工事請負契約締結の報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

以上です。

議 長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

議 長（阿部 均君）日程第 3. 提出議案の説明を求めます。

この際、今定例会に提出された議案等 1 8 件を山元町議会先例 6 7 番により一括議題といたします。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町 長（齋藤俊夫君）改めておはようございます。

本日、ここに平成 2 9 年第 4 回山元町議会定例会が開会され、平成 2 9 年度一般会計補正予算案を初めとする提出議案をご審議いただくに当たり、最近の町政の動向と各種議案の概要についてご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

初めに、1 0 月下旬に発生した台風 2 1 号による被害についてですが、県内の被害総

額は約36億円に上り、当町におきましても町管理の公共土木施設、農業土木施設、上下水道施設を合わせて250カ所もの災害が発生し、被害額は約5億2,000万円とすることが見込まれております。このうち応急的に対策が必要な箇所については、既に復旧工事を実施しており、その他の箇所については今月下旬に実施される国の災害査定を受けた後、復旧工事に着手する予定となっております。

町といたしましても、一刻も早い災害復旧に向け、引き続き全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位におかれましてもなお一層のご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、先月19日に開催いたしました。「第7回山元町ふれあい産業祭」についてですが、つばめの杜中央公園に会場を移して初めての開催となりました。当日は寒風の中ではありましたが、3万2,000人もの皆様にご来場いただき、大盛況のうちに幕を閉じることができました。

震災直後からこれまで、本町への職員派遣を初め、物心両面にわたり大変心強いご支援を賜っております北は北海道から南は四国まで全国19の自治体にご参加いただき、またリンゴやイチゴを初めとする町の特産品や飲食店や商工業者など、町内外から62のブースが出店し、ご来場いただいた方々に町の魅力を存分に満喫いただきました。これもひとえに生産者を初め関係機関一体となって築き上げてきたこれまでの取り組みが、震災を契機としたきずなでさらに高まり、「チーム山元」の成果として結実したものと受けとめております。

それでは、町の復興・創生に向けた最近の取り組みについてご報告申し上げます。

初めに、町民の安全・安心と災害に強いまちづくりを目指し整備を進めてきた防災拠点・地域交流センターについてですが、8月から供用を開始した「坂元地域交流センターふるさとおもだか館」に続き、つばめの杜地区に「山下地域交流センターつばめの杜ひだまりホール」が完成し、去る9月30日に開所式をとり行いました。当日は、阿部議会議長を初めとする議員各位及び施設の完成を待ち望んでいた利用団体の方々など、約350名の皆様方にご出席をいただき、施設の完成をともに祝ったところであります。

施設の開所により、新駅を中心としたつばめの杜地区全体のさらなる活性化と利便性の向上につながるものと考えており、本施設が文化と交流の拠点として、さらには新たな復興のシンボルとして町の発展をけん引し、明るい未来につながる希望の拠点となることを願っております。

次に、つばめの杜地区の商業用施設の状況についてですが、駅前にて営業するフレスコキクチ及び薬王堂では周辺市街地の発展に呼応するとともに、近隣の町からも順調に客足が伸びており、予想を上回る利用者数であると伺っているところであります。隣接する商業用小区画については、昨年10月にオープンしたコインランドリーに続き、ことし秋までにタクシー業者や理容店、ラーメン店が相次いでオープンしたほか、来年2月の開業を目指し喫茶店の建設工事が進められているところであり、また、残る1区画についても医療施設の開院に向け、現在最終の調整を進めております。

こうした商業施設の完成は、地域のにぎわいや新たな雇用の創出など、本町の産業振興の面で大いに貢献していただけるものと期待しているところであり、利便性と快適性を兼ね備えた住みやすく魅力的な市街地形成が図られていくものと考えております。

また、坂元町東地区においては、先月7日、待望の坂元駐在所の建設工事が着工し、

順調に工事が進められていると伺っております。なお、施設の供用開始は来年春を予定しているとのことであり、施設完成の暁には地区の安全・安心のさらなる向上が図られるものと期待しているところであります。

次に、「宮城病院周辺の環境整備を目的としたクリーンキャンペーン」についてですが、「大切な医療資源である宮城病院を地域全体で守っていこうと」の呼びかけに休日にもかかわらず、地域住民や復興事業に携わる工事業者など、約100人の方々にご参加いただき、病院敷地内の各所で草刈りや枝払い等の清掃活動に従事していただきました。本事業の趣旨をご理解いただきご参加いただいた皆様に対し、改めて感謝を申し上げますとともに、地域にとってなくてはならない大事な医療資源である宮城病院とのさらなる連携を図るべく、効果的な施策の導入について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、医療福祉関係の動向についてですが、桜塚地区に建設予定の高齢者向け福祉施設については、それぞれ施工事業者が決定し、松村吉一医師が建設するサービスつき高齢者向け賃貸住宅やまもと風の章については去る9月1日に、社会福祉法人清和会が建設する地域密着型特別養護老人ホーム（仮称）第二みやま荘については9月29日に、それぞれ地鎮祭がとり行われ、順調に工事が進捗していると伺っているところであります。

両施設ともに、来年春の開所を予定しているとのことであり、山元町震災復興計画の中で「医療福祉ゾーン」と位置づけられている桜塚地区において中核となる施設でもあることから、一日も早い開所となることを願っております。

また、浅生原地区に建設が進められてきた内科医院についてですが、10月29日に住民見学会が行われ、先月1日に開院し、診療が開始されたところであります。町といたしましては、医療・福祉の充実に向け、さらなる弾みがつくことを期待するとともに長寿社会を支えるため、町内の医療機関等との連携をこれまで以上に強化してまいりたいと考えております。

次に、応急仮設住宅の解消についてですが、9月30日をもって町の応急仮設住宅から全ての入居者の退去が完了し、大きな課題でありました住まいの再建にまた一つ大きな区切りがついたものと考えております。今後は、順次仮設住宅の解体が行われる予定であります。町内8カ所に建設した応急仮設住宅のうち、1カ所は昨年度中に県による撤去が完了しており、「浅生原東田」、「浅生原内手」、「浅生原箱根」、「高瀬西石山原」、「町民グラウンド」、「旧坂元中学校跡地」の6団地については、6月から県において解体工事に着手しております。また、残る1カ所の「中山熊野堂仮設住宅」の解体工事は町が実施いたしますが、先月落札業者が決定したことから、今議会において契約議案をご提案させていただいております。

次に、復旧・復興事業に伴う町道補修事業についてですが、東日本大震災後、大型ダンプなどの土砂運搬のよって損傷した主要幹線町道（路線数20路線、総延長約23キロメートル）について、今年度、復興交付金を活用し大規模な修繕工事を実施すべく準備を進めてまいりましたが、今般、詳細設計業務及び入札手続が完了し、施工業者が決定したことから、今議会に契約議案をご提案させていただいております。

今回の修繕工事では、通常の維持補修工事にとどまらず、従来よりも強度、耐久性が向上した道路舗装とすることとしており、工事完成の暁には災害に強い道路ネットワーク

クの強化並びにさらなる利便性の向上につながるものと期待しております。

次に、まもなく運転再開から1年を迎えるJR常磐線についてですが、乗降者数は、昨年度末、運転再開後4カ月の段階での集計によるJR東日本の報道発表によれば、震災前の5割程度とのことでしたが、今年度に入り、4月以降の状況を見ますと、駅近隣の駐車場等の利用台数も増加しており、休日に電車で本町を訪れる方々も多く見かけるようになったことから、一定の増加が期待できるものと考えております。

常磐線は、本町にとって欠かせない重要な基幹交通であり、今後とも町の玄関口である駅を中心とした利便性・快適性の高いまちづくりに取り組んでまいります。

次に、減災効果が期待される第2線堤として県が整備を進めている旧JR用地を活用した県道相馬亘理線改良工事の進捗についてですが、既に工事が進められている坂元川及び戸花川橋梁部、新浜地区、福島県境から町道上平磯線にかけての約1,200メートルの区間に加え、年明けから坂元川と戸花川間の盛り土工事に着手する予定であると伺っております。

また、県道相馬亘理線の計画変更に伴う笠野地区周辺の安全対策につきましては、先月末から築堤工事が開始され、来年度中の完成を目指し計画的に工事を進めているところであります。

新たな避難路の整備や笠野地区の方々の新県道へのアクセスの確保等につきましては、安全・安心な生活基盤に必要不可欠であると受けとめており、町といたしましても一日も早い完成に向け、今後とも県との連携強化に努めながら全力で取り組んでまいります。

次に、海岸防災林（防潮林）の復旧状況についてですが、津波に対して根返りしにくい林帯をつくため、かつて保安林のあった場所を中心に2メートルから3メートルの盛り土をし、植栽が進められているところであります。先月までに国有林・民有林合わせて約200ヘクタールの計画に対して、町内の計28カ所、約132ヘクタールにおいて盛り土工事が完了し、うち牛橋地区の約24ヘクタール、花釜地区の約17ヘクタール、笠野地区の約7ヘクタール、中浜地区の約3ヘクタール及び磯浜地区約1ヘクタールの計52ヘクタールの保安林では、クロマツ等の植栽整備も完了しております。

なお、今年度は中浜地区3カ所で約18ヘクタールの盛り土工、花釜地区ほかで約16ヘクタールの植栽工を実施しており、盛り土工事は平成31年度末、植栽整備は平成32年度末までに完了する予定となっております。

次に、活力を取り戻しつつある我が町の産業面についてですが、震災から5年の歳月を経て復旧が完了した磯浜漁港では、秋サケの定置網漁が10月から始まっており、漁獲量は例年に比べ少ないものの、単価が高値で推移しており、売り上げは好調と伺っております。町のブランド産品であるイチゴやリンゴについては、リンゴが出荷の最盛期を迎えており、また、イチゴについては8月の天候不順により苗の生育に遅れがあったものの、その後順調に回復し、出荷量は平年並みに推移していると伺っております。

次に、津波により浸水した沿岸部における土地の整序化と営農再開を目的とした山元東部地区農地整備事業についてですが、農地面積約420ヘクタールの計画に対し、ことし4月までに161ヘクタールの引き渡しを行っており、残り259ヘクタールについても11月末時点で西花釜工区約7ヘクタール並びに大谷地工区約21ヘクタールの計28ヘクタールの整備が完了しており、残る区画についても来年春の営農再開に向け鋭意工事を実施しているところであります。今後は農地の面的整備に係る補完工事や農

道や水路等の附帯設備工事等を行った上で、換地処分も含め平成32年度末までに事業完了する予定としており、町といたしましても事業主体である県を初め、亘理土地改良区、JAみやぎ亘理など、関係機関と協力しながら生産性の高い農地整備に向け今後とも全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、にぎわいと活気にあふれたまちづくりに向け、坂元地区の商業施設用地に建設する交流拠点施設整備事業についてですが、主要製品の生産者や消費者、関係機関や公募の方々と構成する交流拠点施設検討委員会を組織し、施設の配置計画や運営・経営計画等について検討を重ねております。最近の動きとしては、10月に設計業者が決定したことから、基本設計業務に着手したところであり、今後実施設計業務を経て、今年度末までに設計業務を完了させてまいります。

また、現在のところ、株式会社を設立し施設を運営することを想定しておりますが、その設立に際しては、町が一定程度出資を行いながらも関係機関のほか、町内外の個人や企業からも幅広く出資を募り、公民の力を合わせ、町の発展を推進する組織とすることを目標にしております。

次に、最近の企業誘致の状況についてですが、昨年春から小平地区に誘致を進めてきた医療用機器メーカーの京浜ハイフロー販売株式会社については、ことし8月に立地協定を締結し、現在、工場施設の建築が進められているところであり、来年2月に施設が完成し、操業が開始される予定となっております。

また、一昨年末から本町で操業を開始したメルコジャパン株式会社については、ことし9月からこれまで茨城県内に所在していた本社機能を丸森町に移転し、あわせて本町上平区の海岸工場についても業績が顕著であることから、現在の工場の隣接地に新たに工場を建設し、拡張する計画があると伺っております。

さらに、土地利用について模索されておりました浅生原区のエム・セテック株式会社の工場跡地につきましては、跡地利用を希望する企業があらわれ、現地で事業を行うための準備を進めているところでもあります。町といたしましても新たな企業等の立地により、雇用の創出と地域経済の活性化、若者の定住促進など、町の復興政策にも大いに貢献していただけるものと期待しているところであり、今後とも全力で企業誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、独身男女の出会いの場を創出し、町内の未婚者を減らすことで加速化する少子高齢化及び人口減少に歯どめをかけるべく、平成27年度から取り組んでまいりました山元町婚活支援事業についてですが、ことしで3年目を迎え、これまでの婚活支援イベント開催により、初年度は6組、昨年度は14組のカップルが誕生しており、毎年着実に成果を上げているところでもあります。今年度につきましても、先月26日、新たに仙台市内を会場に加え、婚活イベント「ウィンターパーティー」を開催したところであり、参加者37名のうち、6組のカップルが誕生しており、さらに来年2月には町内を会場にいちご狩りを中心とした婚活支援イベントの開催を予定しておりますことから、このイベントによる出会いの場の創出が将来的に本町での定住、子育てにつながればと期待しているところでもあります。町では、子育てにやさしいまちづくり、「子育てするなら山元町」の具現化に向けて本事業を含む政策パッケージとして出会い子育て応援事業に重点的に取り組んでいるところであり、引き続き、さらなる事業の充実とPR活動の強化に向けて、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

次に、健全で持続可能な財政運営を行うため作成している山元町中期財政見通し・財政シミュレーションについてですが、国の制度改革や景気動向、新たに発生する行政需要等に適切に対応するため、10月に将来収支計画の見直しを行ったところであります。今回の見直しでは、基本的な考え方については前年度の推計方法を踏襲しながらも、昨年度の決算状況やことし9月に策定した「山元町過疎地域自立促進計画」に基づく過疎債等の新たな財源についても推計に反映した結果、昨年度よりさらに収支が改善する結果となりました。町といたしましては、本見通しで示された結果を参考にしながら年次計画の見直しや適切な財源対策等を講じることで、将来を見据えた計画的な予算編成・執行につなげてまいりたいと考えております。

次に、役場新庁舎建設事業についてですが、さきの議会定例会において、落札業者との工事請負契約議案をご可決賜り、去る10月5日、阿部議会議長を初めとする議員各位並びに区長、設計・施工業者など約60人の皆様にご列席いただき、工事期間中の安全と早期完成を願う安全祈願祭がとり行われたところであります。

新庁舎は、鉄骨づくり2階建てで、延べ床面積は廊下等の共用スペースを統合するなどの工夫によって、以前より1割程度コンパクトな建物となったほか、来庁者の方の利便性を考え、1階に窓口関係の諸課室を配置することで、ほとんどの用事を1階で済ませられるように計画しております。現在は、基礎工事が進められているところであり、再来年春からの供用開始に向け、今後とも全力で工事に取り組んでまいります。

次に、ことし8月から各行政区単位で行っている町民懇談会の実施状況についてですが、「対話」「協調」「連携」によるまちづくりの推進を図るべく、これまでに町内16地区において開催し、町の置かれておる状況についてご説明をさせていただくとともに、町政全般にわたり、地域の皆様から忌憚のないご意見をいただいております。

私といたしましても、町民の皆様と町の現状や諸課題について、問題意識を共有しながら町政に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、先月26日に津波避難文化の確立を目指し、防災関係機関と地域住民が一体となって実施した山元町総合防災訓練についてですが、当日は休日にもかかわらず、昨年度を上回る2,840人もの町民の方々に参加していただきました。今回の訓練では、昨年度に引き続き、小・中学校を登校日扱いとし、小・中学生と地域住民が一体となった避難訓練を実施したほか、今年完成した山元町防災拠点・地域交流センターの両施設を使用し、マンホールトイレの設置訓練やかまどベンチを使用した炊き出し訓練、耐震性貯水槽からの給水訓練にも新たに取り組んだところであります。東日本大震災の教訓を決して忘れず後世に語り継いでいくためにも、今後とも訓練を継続しながら、津波避難文化の確立に努めてまいり所存であります。

以上、これまでの我が町の復興・創生に向けた各種の事業取り組みについてご報告申し上げます。

引き続き、町の復興・創生に向け、「チーム山元」一丸となり、全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましてもなお一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会においてご審議をいただく各種議案の概要について、順を追ってご説明申し上げます。

初めに、報告・承認関係について申し上げます。

報告第16号については、行政区が実施した草刈りの際の飛び石により、自動車窓ガラスを破損させた事故について、相手方と示談が成立し和解いたしましたので、これを報告するもの、報告第17号及び18号の専決処分の報告については、坂元小学校校庭改良工事及び町道28号上平磯線道路改良工事（その1）について、施工内容や数量等に変更が生じたことに伴い、変更契約を締結いたしましたので、これを報告するものであります。

また、承認第7号及び8号の専決処分の承認については、平成29年度山元町一般会計補正予算専決第1号及び専決第2号であります。専決第1号については、衆議院の解散に伴う選挙費用として、歳入歳出それぞれ約1,000万円を増額し、総額169億6,000万円余とする補正予算として専決処分したもの、専決第2号については、10月下旬に発生した台風21号により、250カ所の災害は発生し、約5億2,000万円もの甚大な被害が発生したことから、この被害のうち、特に緊急性が高い約40カ所弱の応急復旧工事費や災害復旧に係る測量業務等の経費について、歳入歳出約1億8,000万円を増額し、総額171億4,000万円余とする補正予算として専決処分したものであり、それぞれ議会の承認を求めるものであります。

次に、予算外の議決議案について申し上げます。

議案第60号山元町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例については、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、企業等が設備を新設・増設した場合に3カ年度の固定資産税の課税免除を実施するに当たり、新たに制定するもの、議案第61号山元町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行により、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が10月1日から施行されたことから所要の改正を行うもの、議案第62号平成29年度（債務）山元町公用バス購入事業に係る物品購入契約については、財産の取得について議会の議決を求めるもの、議案第63号については、中山熊野堂応急仮設住宅の解体工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの、議案第64号から70号については、大型車両による土砂運搬等で損傷した町道の舗装工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

続いて、補正予算関係議案について申し上げます。

議案第71号平成29年度山元町一般会計補正予算（第4号）（案）について申し上げます。

初めに、一般会計の各款に計上しております財源内訳変更につきましては、さきにご可決賜りました山元町過疎地域自立促進計画に基づき、過疎債の借り入れ協議を行うに当たり、予算の裏づけが必要となることから、既決予算に計上していた地方債を過疎債へ振替等を行ったことによるものであり、道路事業等のハード事業12事業分約6,000万円、少子化対策事業等のソフト事業15事業分約5,000万円、合計約1億1,000万円の財源内訳の変更を行うものでありますので、これら以外の主な補正予算の内容について申し上げます。

歳出予算のうち、総務費については、財産管理費において、平成24年度から26年度までに取り組んだいちご団地整備事業について、談合を行った業者への処分が確定したことから、業者から返納される公正入札違約金のうち、復興交付金相当分を震災復興

基金に積み立てる経費を増額したほか、復興交付金事業の第19回申請に係る交付額決定に伴い、復興交付金基金に積み立てる経費を増額措置するものであります。

また、情報管理費においては、新庁舎の建設時期に合わせて実施する電算システム更新事業について、本町に適した電算システム環境の構築を図るため、仕様の検討や各電算事業者のシステム比較検討・評価等について、専門知識を持つ者への支援業務委託料を追加措置するものであります。

次に、民生費については、児童福祉総務費において、宮城病院内のつくし保育園が事業所内保育所に認可されたことから、必要となる調理室の改修に係る経費を助成するための経費を追加措置するものであります。また、保育費については、閉鎖した北保育所について、解体前の現地確認を行った結果、建設部材の一部に有害な物質が含まれている可能性があるため、関係法定を遵守した適切な廃棄処分を行うための調査及び設計図書等の作成を行うための経費を追加措置するとともに、年次計画を見直し、工事請負費を減額するものであります。

次に、農林水産業費については、農業委員会費において、農業委員の改選及び農地利用最適化推進委員の新設に係る諸経費等を増額したほか、漁港施設復興推進費については、磯浜漁港の周辺環境整備や漁具倉庫整備等の設計費並びに湾内の静穏度対策に係る設計費について、復興交付金の内示に基づき追加措置するものであります。

次に、土木費については、都市計画復興推進費において、津波被災住宅再建支援事業について、昨年度の決算状況や今年度の執行状況等を踏まえ、第3回議会定例会に引き続き、さらなる追加支援を実施するための経費を増額措置するものであります。

次に、災害復旧費については、10月下旬に発生した台風21号により損壊した町道、河川の災害復旧工事費を増額措置するものであります。

最後に、債務負担行為の追加については、電子計算システム更新等支援業務に要する経費について、期間及び限度額を設定するとともに、町民バス運行事業ほか1件については、来年4月1日の業務開始に向け、今年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ期間及び限度額を定めるものであります。

以上、ただいま申し上げました歳出予算に見合う財源としては、国庫支出金や諸収入等を増額するとともに、最終的な財源調整として財政調整基金の取り崩しを減額措置した結果、歳入歳出それぞれ約17億5,000万円を増額し、総額188億9,000万円余とするものであります。

次に、議案第72号平成29年度山元町下水道事業会計補正予算（第2号）（案）について申し上げます。

下水道事業費については、牛橋地区及び大平地区のマンホールポンプ施設において、異常発生時の通報装置等が故障したことに伴い、修繕に係る経費を増額措置するものであり、収益的支出を300万円増額し、総額5億4,000万円余とするものであります。

以上、平成29年第4回山元町議会定例会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各種議案等の細部につきましては、さらに関係課室長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今会期中に、人事院勧告の趣旨を踏まえた人件費の調整に係る条例改正案3件並びに補正予算案5件を初め、改選に伴う農業委員会委員の任命について及び現人権擁

護委員の任期満了に伴う人権擁護委員の推薦について、追加提案する予定でありますので、ご提案申し上げた際にはご可決を賜りますよう、あわせてお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（阿部 均君）これで提出議案の説明を終わります。

この際、暫時休憩といたします。再開は11時といたします。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第4．報告第16号を議題とします。

本案について報告を求めます。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。それでは、報告第16号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について次のとおり専決処分したので、同条2項の規定により報告するものでございます。

2枚目の専決処分書をお開きください。

町は、9月3日の鷺足区一斉草刈り作業中に刈り払い機によりはねた石が相手方自動車の後部、窓ガラスを破損したことによる自動車破損事故に関し、損害賠償の額を定め和解することについて、次のとおり決定したものでございます。

まず、1．相手方でございますが、記載のとおり、山元町にお住まいの方でございます。

2．事故の概要でございますが、平成29年9月3日、午前8時ごろ、山元町鷺足字真魚板橋地内の農道B38号鷺足須崎線におきまして、鷺足区の一斉草刈り作業中に仮払い機によりはねた石が駐車していた相手方所有の自動車の後部窓ガラス1枚を破損させまして、交換する必要がある事故を発生したものでございます。

次、3番目、損害賠償の額、その他和解条項でございますが、1、町は相手方に対し、本件事故の損害賠償として損害額の100パーセントに相当する金2万1,308円を支払うことを認め、これを相手方の口座に送金して支払う。2、相手方及び町は、本件事故については以上で解決し、ほかに何らかの債権、債務のないことを確認する。

以上で、報告第16号の説明とさせていただきます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）報告第16号専決処分の報告について、賠償額の決定及び和解を終わります。

議長（阿部 均君）日程第5．報告第17号を議題とします。

本案について報告を求めます。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、報告第17号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法の規定に基づき、議会の議決により、指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分したので、これを報告するものでございます。内

容につきましては、別紙配布資料No.1、議案の概要により説明いたしますのでご覧ください。

1. 契約の目的は、平成29年度山元町立坂元小学校校庭改良工事であります。

2. 契約の相手方は、山元町坂元の野村建設株式会社となります。

3. 契約金額につきましては、原契約額4,298万4,000円から変更後契約額4,480万1,640円となり、181万7,640円の増額となります。これらは全て消費税を含むもので4.23パーセントの増となります。

次に、5. 工事の概要につきましては、添付しておりますA3判の図面を一緒にご覧願います。変更の1点目は、遊具の撤去、再設置に係る変更となります。今回の改良工事では、校庭の遊具については、一時全遊具を撤去し、盛り土を行った上で再設置となりますが、当初の設計より遊具の基礎が大きかったことによる盛り土や処分から等の増工、また遊具13基中、2基においては劣化、腐食等により危険であることから学校と協議し、再設置は行わないことにより変更となっております。図面では緑色のうち、白抜きの部分が遊具の再設置場所となります。2点目は、校庭内の暗渠環境の増工となります。当初設計では盛り土を行う上で既存のU字溝は埋設する計画でありましたが、既存U字溝を活用し、より排水効果が上がるよう、新たに暗渠管を敷設したことから増工となっております。図面では青色の部分となります。3点目は、現地精査による変更であります。図面の緑色部分は芝生を植栽した部分となり、芝の維持管理のため散水施設の必要性について学校からの要望もあり、給水管を布設、蛇口を2カ所追加したことによる増工で、図面では赤色の線の部分となります。また、校舎西側の児童昇降口部分のアスファルト舗装やクレー舗装などの仕上げ部分で一部変更を行っております。次に、警備員配置日数の増であります。本工事については、小学校の夏休み期間を利用し重機等での作業を行う計画でございましたが、夏休み期間中の悪天候により作業が遅れたことから児童の安全確保のため、2学期の始業に合わせ校庭内に警備員1名を配置したことにより増工となったものでございます。以上が工事変更分の概要となります。

6. 工期については、悪天候で若干の遅れはありましたが、工期内の平成29年9月29日で完成となっております。

7. 変更理由につきましては、工事施工中に伴う現場条件の変更に応じた増工及び学校協議現場精査による変更契約によるものでございます。

以上で、報告第17号専決処分の報告といたします。よろしくお願いいたします。

議長（阿部 均君）報告第17号専決処分の報告について、工事請負契約の金額の変更を終わります。

議長（阿部 均君）日程第6. 報告第18号を議題とします。

本案について報告を求めます。

震災復興整備課長（三浦建彦君）はい、議長。それでは、報告第18号専決処分報告についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法の規定に基づき、議会の議決により、指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。なお、報告内容につきましては、別紙配布資料No.2にてご説明いたしますのでご覧ください。

本件は、平成29年度復興交付金事業、町道28号上平磯線道路改良工事（その1）の請負契約の変更について、地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、報告するものでございます。

続いて、項目及び内容の順でご説明申し上げます。

1. 契約の目的については、記載のとおりです。

2. 契約の相手方は、野村建設株式会社でございます。

3. 契約金額については、原契約6,933万6,000円から契約額を7,224万7,680円に変更するもので、その結果、291万1,680円増額とするものです。なお、これらは全て消費税を含むもので、4.20パーセント増となります。

4. 工事の場所は、山元町磯地内であります。

次に、5. 工事の概要でございますが、変更分の内容についてご説明申し上げます。

第1に仮設工の増額でございます。管渠工において試掘調査したところ、湧水が確認されたため、水替え工を増工するものです。水替え工実施箇所は、当初ゼロカ所でしたが別紙工事変更概要図の青丸の3カ所で増工するものです。増額は約187万円でございます。

配布資料No.2にお戻り願います。

第2に構造物撤去工の数量変更による増でございます。震災の影響による土砂堆積によって事前に確認できなかった既設構造物が発見されたため、設計数量を増工するものです。構造物撤去工は、当初23立米を計上しておりましたが、別紙工事変更概要図の桃色のNo.75付近において3立米を追加、桃色着色部のNo.79付近において25立米を増工するものです。増額は約104万円でございます。

配布資料No.2にお戻り願います。

6. 工期については、変更ございません。

続いて、7. 変更理由ですが、工事進捗に伴い現場条件の変更に応じた工事の増工や現地精査による設計数量の変更を行うものです。

8. 議決の経緯については、記載のとおりです。

以上、報告第18号の説明とさせていただきます。よろしく願います。

議長（阿部 均君）報告第18号専決処分の報告について、工事請負契約金額の変更を終わります。

議長（阿部 均君）日程第7. 承認第7号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。それでは、承認第7号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

平成29年度山元町一般会計補正予算を地方自治法の規定に基づき、専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりいただきたいと思います。専決処分書でございます。

平成29年度山元町の一般会計補正予算は、急を要するので地方自治法の規定により別紙のとおり専決処分をしております。こちらにつきましては、10月22日に実施されました衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査に係る補正予算として、平成29年9月28日付で専決処分を行ったものでございます。

さらにもう一枚おめくりいただきたいと思います。

平成29年度山元町一般会計補正予算・専決第1号でございます。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ968万6,000円を増額し、総額を169億6,723万2,000円とするものでございます。

それでは、内容につきまして歳出予算のほうからご説明させていただきます。

6ページのほうをお開きいただきたいと思います。

第2款総務費、第4項選挙費でございます。第5目衆議院議員総選挙費でございますが、968万6,000円計上しております。こちらにつきましては、衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙管理委員会の委員報酬のほか、ポスター掲示板の設置・撤去業務委託等に係る事務費を計上したものでございます。

以上が歳出予算の内容となっております。

次に、歳入予算につきましてご説明申し上げます。

5ページのほうをご覧くださいと思います。

まず、第14款国庫支出金、第3項委託金でございますが、821万1,000円を計上しております。こちらにつきましては、今回の衆議院議員総選挙執行に係る国からの委託金となっております。

続きまして、第18款繰入金、第2項基金繰入金でございますが、147万5,000円を計上しております。こちらにつきましては、財源調整の結果、財政調整基金を取り崩すものとなっております。

以上が歳入予算の内容となります。

こちらにつきましてご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから承認第7号専決処分の承認を求めることについて（平成29年度山元町一般会計補正予算・専決第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

承認第7号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第8. 承認第8号を議題とします。

本案について報告を求めます。

企画財政課長課長（八鍬政信君）はい、議長。それでは、承認第8号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

平成29年度山元町一般会計補正予算を地方自治法の規定に基づき、専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

1枚おめくりいただきたいと思います。専決処分書でございます。

平成29年度山元町の一般会計補正予算は、急を要するので地方自治法の規定により別紙のとおり専決処分をしております。こちらにつきましては、10月下旬に発生いたしました台風21号の災害復旧に係る補正予算といたしまして、平成29年10月23日付で専決処分を行ったものでございます。

さらにもう一枚おめくりいただきたいと思います。

平成29年度山元町一般会計補正予算・専決第2号でございます。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ1億7,700万円を増額し、総額を17億4,423万2,000円とするものでございます。また、歳入歳出予算の補正とあわせまして地方債の補正も行っております。

それでは、内容につきまして歳出予算のほうからご説明させていただきます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

第11款災害復旧費、第1項公共土木施設災害復旧費でございます。まず、第1目公共土木施設単独災害復旧費でございますが、合わせて8,080万円増額しております。こちらにつきましては、事務費のほか、町道や河川等の公共土木施設の災害復旧事業に係る測量設計業務委託料及び特に早急な対応が必要な箇所や2次被害抑止が必要な箇所等に係る応急復旧工事に要する経費を計上したものでございます。次に、第2目公共土木施設補助災害復旧費でございますが、8,820万円計上しております。こちらにつきましても町道や河川等の公共土木施設において発生いたしました災害の復旧事業について災害査定の実施前に県が行う設計審査のための測量設計業務を委託するに当たって必要な経費を計上したものでございます。

続きまして、第2項農林水産業施設災害復旧費、第2目農業用施設補助災害復旧費でございます。こちら800万円を増額しております。こちらにつきましては、排水路等の農業用施設において発生した災害の復旧事業について、災害査定の実施前に県が行う設計審査のための測量設計業務を委託するに当たって必要な経費を計上したものでございます。

以上が歳出予算の内容でございます。

次に、歳入予算につきましてご説明申し上げます。

6ページをご覧くださいと思います。

まず、第18款繰入金、第2項基金繰入金を2,180万円計上しております。こちらにつきましては、財源調整の結果、財政調整基金を取り崩すものでございます。

次に、第21款町債でございますが、こちらにつきましては、地方債の補正といたしまして、議案書の3ページのほうをお開きいただきたいと思います。

今回の災害復旧事業の財源といたしまして、こちら記載の公共土木施設単独災害復旧事業、公共土木施設補助災害復旧事業、農林水産業施設補助災害復旧事業、それぞれにつきまして地方債の追加を行っているものでございます。

以上が今回の専決第2号の内容となります。

ご承認賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから承認第 8 号専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度山元町一般会計補正予算・専決第 2 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

承認第 8 号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第 9. 議案第 60 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。議案第 60 号山元町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例について、ご説明いたします。

条例議案の概要で説明しますので、配布資料 No. 3 をお手元にご準備願います。

提案理由ですが、過疎地域自立促進法第 31 条の規定に基づき、企業等が設備を新設・増設した場合、3 カ年度の固定資産税の課税免除を行うため提案するものです。

制定の内容でございます。固定資産税の土地、家屋、償却資産の課税免除を行うものになります。

次に、概要になりますが、適用条件等について条例第 2 条に規定してありますが、過疎地域内において一定の事業用資産を取得した製造業、旅館業及び農林水産物等販売業が対象となり、減価償却資産の取得価格の合計が 2,700 万円を超える設備を新設・増設した場合が対象となります。対象の資産につきましては、当該設備に係る家屋、機械及び装置、土地になります。土地につきましては、家屋の敷地に限られており、取得後 1 年以内に着手した場合のみ対象となります。また、減収補填として普通交付税により固定資産税の減収分の 75 パーセントを 3 カ年度補填されることとなります。

次に、条例議案のほうをあわせてご覧ください。

第 3 条におきまして課税免除の申請と決定についてと第 4 条に課税免除の取り消しについて規定しており、あと、第 5 条の委任規定によりまして規則において申請書等の様式を定めることとしております。

対象期間としましては、法律の執行日であります平成 33 年 3 月 31 日となり、法律の執行にあわせて条例も執行することとなります。

施行期日ですが、公布の日から施行しまして、平成 29 年 4 月 1 日から適用するもの

になります。

以上が条例第60号の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう
よろしくお願いを申し上げ、説明を終わります。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

1 番岩佐哲也君の質疑を許します。

1 番（岩佐哲也君）はい。2点ほどお尋ねしたいんですが、確認。

まず1点目は、なぜこの時期になったのかということですね。といいますのは、私もこの議会で過疎法促進、規定になったというときに、それを実効効果、これからいろいろやるために実効効果上げるためにも条例とか制定する必要があるんじゃないかという質問をした記憶があるんです。半年前にですね。ということは、随分時間たっているんじゃないかというあれから質問です。これは反対するものでありませんけれども、なぜ今になったのかという確認をひとつさせていただきたい。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。それでは、お答えいたします。

この時期につきましては、過疎法が施行された4月の時点でこれの対象となる条例の整備についてはこちらも承知しておったところでございます。近隣の県内の状況等確認しながらこの作業を進めておりまして、固定資産の免除につきましては、今年度過疎地域に指定された資産が対象となります。その関係で若干12月の定例会にはなりましたが、固定資産の課税の賦課期日が1月1日になりますので、それに間に合うような形で今回提案させていただいているということでございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。1 番。我々もいろんなこういう過疎指定になったということで、いろんな状況を勉強というか、調べて発言しているわけで、そういったことで一刻も早くしないといろんなことに影響するのではないかとということでの質問で、あれから半年以上、4月1日から見ればもう8カ月もたっているということですね。これはたまたま今この過疎のあれについて、あいずですけれども、いわゆるもうちょっとスピードを上げるべきじゃないかと、全般にほかのことも含めてですよ。そういうことをちょっと申し上げたいということで、確認であれしました。今後ともこういうことがあると思うし、過疎地に指定になったのが4月1日ですけれども、それ以前にこういう情報は、アナウンスは恐らくあったんじゃないかということも含めてね、いろんな意味で復興ということもあっているいろんな仕事で大変だと思いますが、税務課だけに限らず、スピードを上げて取り組んでほしいということ。

それから、2点目の質問。施行日がさかのぼって4月1日と、29年のね、なっているんですが、これは決定するとしては議会では12月15日以降なんです、これ、さかのぼってやるということは何かメリットなり、デメリットあるのか。あるいは来年以降になると本来であれば対象になるのはなくなるとか、4月1日から今までの間にそういう工場で返還する、これの対象になるのがあるのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたい。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。お答えします。4月1日から適用するものについては、今回の対象が過疎地域内に新たに設備であったり、設備を新設・増設した場合ということになります。過疎指定されたのが4月1日になりますので、それらを全て網羅することになるので、4月1日にさかのぼると。賦課期日については、先ほどもご説明しました

とおり、新たに29年の4月から、1月から12月までに取得したものの初めての課税の賦課期日が30年の1月1日になりますので、今回の過疎指定によってもし対象になれる事業者がおりましたら、それを全て救うという観点から4月1日ということで適用をさかのぼるということで今回考えております。

1 番（岩佐哲也君）はい。いわゆる12月15日、これ審議されるわけですが、ここでどうなるかも含めて決定したにしても1月1日から実施という形でも来年度31年度のやつになってもいいのかなと思うんですが、いわゆる4月1日から今までの間に対象になる事業とか金額というのはどれぐらい。実数、これ箇所、固定資産税減免というと、100パーセント減免して、あとで補填になるのが75パーセント、ということは25パーセントは町の持ち出しというか、町の税金で補填しなければならないということになるわけですね。ですから、その辺の金額も概算恐らくつかんでおられると思うんで。何件でどれぐらいあるのかという概算教えていただきたい。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。この固定資産につきましては、新たな課税、賦課期日が30年の1月になります。今の段階ですと、まだ価格のほうも……、工場とかであれば当然建物が建つてということは承知していますが、中に入ります機械であったり、その償却資産になる部分については、年を明けまして、1月31日まで申告いただくことになっております。その関係で実際、該当される事業者が果たしてあるかどうかということのも今の段階では当方としてもわからない状態になっています。今回初めての適用になりますので、1月末の申告の状況を見て、該当される事業者については改めてこちらからアナウンスはしたいと考えております。以上です。

1 番（岩佐哲也君）はい。今のところは該当がわからないということですが、事業所出てきたりしてわかると思う、調べればわかるんですが、と思うんですが、これは具体的に後でまたいろいろね、討議の時間があると思うので、私の質問は終わります。

議長（阿部 均君）今の件に関して産業振興課長のほうから。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。税務課長の回答に私のほうから若干企業誘致という観点からもお話をさせていただきたいと思います。議員ご承知のとおり、町に用地を取得だとか、あるいは工場を設置した場合、企業誘致の促進という観点から奨励金というものを交付してございます。この奨励金に関しましては、企業が支払った固定資産税額、固定資産税額相当額を奨励金という形でお返するというふうな手法をとってございます。ということは、例えばですけれども、100万円の固定資産税を納めていただいたら、それを今度奨励金という形でお支払いすると、それで、町にとってはその時点でプラスマイナスゼロにはなるんですが、今後この条例が4月1日にさかのぼって適用されるとなったときに、我々としては当然固定資産税が免除されて納めていただかないわけですから、それに対して交付はしないと、そこでプラスマイナスゼロなんですけれども、ただ、税務サイドとすると、その相当額の75パーセントが交付税と措置されるというふうなことからすると、実質町にとってはその75パーセント分というものがプラスとして歳入で入ってくるということになりますので、その辺についても私のほうからあわせてご説明させていただきます。以上です。

議長（阿部 均君）よろしいですか。（「はい。あとは追って」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りします。

ただいま議題となっております議案第60号は、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第60号は総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第10．議案第63号を議題とします。

本案について説明を求めます。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第63号平成29年度災救1号中山熊野堂応急仮設住宅解体工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

配布資料のNo.6でご説明させていただきますので、ご用意をお願いいたします。

提案理由でございますけれども、中山熊野堂応急仮設住宅解体工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

まず、契約の目的でございますが、これは記載のとおりでございます。

2番目の契約の方法でございますが、今回については条件つき一般競争入札で執行しております。参加業者数は8者でございました。

次に、3番目、契約金額でございますが、一金8,413万8,156円、消費税込む価格でございます。落札率は87.0パーセントでございます。

4. 契約の相手方でございますが、大郷町の中鉢建設株式会社東北支店でございます。

5. 工事場所なのですが、山元町中山地内でございます。

次に、6. 工事の概要でございますが、応急仮設住宅の解体工事一式でございまして、住戸解体含めて20棟ほか、約3,500平米でございます。それから、集会所1棟の解体でございます。あと、外構といたしまして、アスファルトの舗装撤去、そして整地工、これは山砂の敷きならし、15センチでございますが、ここに記載のと通りの面積でございます。

工期につきましては、契約の翌日から来年30年3月23日まででございます。これにつきましては、参考までですけれども、10月の全員協議会で概要を若干説明させていただいております。

次に、1枚めくっていただいて、平面図でご説明申し上げますが、熊野道の応急仮設については、ここに記載するように、住戸がA棟からF棟まで、タイプ別に20棟、それに集会所が1棟ございます。それ以外に小さいものですが、受水槽とか浄化槽、それから自転車置き場等がございます。それに、あと外構といたしまして、アスファルト舗装になりますが、これの赤で着色している通路、駐車場等がございます。4カ所ぐらいになりますが、その舗装を撤去して整地すると、真ん中に黒く道路が走っておりますけれども、これは借用している地権者の方と内容を詰めさせていただいて残すということになっております。

以上でございます。よろしくご審議の上ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

8 番大和晴美君の質疑を許します。

8 番（大和晴美君）はい、8 番。済みません。入札の参加業者と金額を教えてください。

施設管理室長（寺島一夫君）はい。業者数は 8 社でございます、これは中鉢建設以外に町内の株式会社ヤマムラさん、それから有限会社渋谷組さん、それから株式会社横山産業さん、それから株式会社日建東北支店でございます。それ以外に町外で庄磁工業株式会社、それから、株式会社八重樫工務店、それから株式会社今野建設でございます。一応落札金額は今ここで申し上げたとおりでございます。

以上です。

議長（阿部 均君）よろしいですか。

8 番（大和晴美君）済みません、入札の金額は教えていただけないのでしょうか。

議長（阿部 均君）8 社の金額。個々の金額ですか。（「はい。8 社の」の声あり）個々の入札金額らしいです。だそうです。

施設管理室長（寺島一夫君）ではですね、順次いきますが、税抜き価格でお知らせいたします。税抜きです。

ヤマムラさんが 6, 939 万 8, 000 円、それから渋谷組さんが 7, 010 万円、それから次に、庄磁工業さん、7, 163 万 7, 600 円、次に、横山産業さんが 7, 200 万ちょうどです。それから次に、八重樫工務店、7, 640 万円で、ここまでですが、全て失格でございます。最低制限価格を下回っているということで、あと次に、中鉢建設以外ですが、株式会社今野建設、8, 440 万円、それから最後になりますけれども、日建東北支店、8, 500 万円ちょうどであります。全て税抜きであります。

以上です。

議長（阿部 均君）よろしいですか。（「はい、わかりました」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第 63 号平成 29 年度 災救 1 号 中山熊野堂応急仮設住宅解体工事請負契約の締結について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第 63 号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第11．議案第64号を議題とします。

本案について説明を求めます。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第64号平成29年度 復興1号 町道1号東街道線（その1）外5路線町道補修工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

配布資料の7番でご説明申し上げます。

これも同じように地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

まず、1番が契約の目的、これは記載のとおりでございます。

2番、契約の方法ですが、条件つき一般競争入札でございます。入札参加業者数は6社でございます。

次に、契約金額でございますが、一金1億108万8,000円、消費税を込む額でございます。落札率は81.16パーセントでございました。

次に、契約の相手方ですが、仙台市の東北ニチレキ工事株式会社でございます。

5．工事の場所につきましては、山元町八手庭地内ほかでございます。

次に、6番、工事の概要でございますが、施工延長が全延長で3,055メートル、路線数が6路線でございます。土工、それから舗装、再生路盤、路上再生工、それから区画線工、記載のとおりでございます。

1枚めくっていただきますと、平面図を見ていただければと思いますが、6路線ございまして、まず、北のほうから1番目が八手庭線が、これ480メートル、次に北にいきまして八手庭大沢線230メートル、それからその下にいて、八手庭大平線285メートル、それから縦に町境から県道までの間になりますけれども、1,032メートル、これは東街道線になります。それから右手東側になりますけれども、大平明通線500メートル、それからその下の小平中道西線240メートルになります。ここに凡例入れておりますけれども、実線で赤く入っている部分が施工箇所になりまして、点線が入っている部分については、ここは中が施工にならない、施工しない区間になります。

標準断面ですけれども、右手下になりますが、6メートルなり、少し幅員の狭いものがありますけれども、標準的にはこういうふう今回につきましては表層工を密粒度アスコンで5センチを乗つけるようになりまして、現状にある路盤を路上再生工法ということで、スタビライザーという大きい打ち砕く機械でまぜて、そこに乳剤とセメントを入れて10センチ固めるという方式になります。これについては、以下全部で7案件ございますけれども、全て同じ工法で施工しております。

次に、戻っていただいて、工期のほうでございますが、契約の翌日から平成30年3月の23日まででございます。これについても参考まででございますが、本件につきましては、10月の全員協議会で全体の概要説明をさせていただいている案件でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありませんか。

7番菊地康彦君の質疑を許します。

7番（菊地康彦君）はい。それでは、金額的なものというよりは、工期の件についてお伺いした

いんですが、東街道の工事がかなり長距離にわたって、全てが工期が3月23までということなんですけれども、これにわたっては交通の支障といったものはないのかどうか確認したいと思います。

施設管理室長（寺島一夫君）はい。工期的には3月の23日までということで、準備工、そして完成の整理含めて実質的に工事の施工機械の施工能力で工程をとっておりますので、気象災害等なければ終わるようにしたいなと思っています。ただ、今おっしゃるように路線がずっと連続してまいります。この部分については、これから施工業者のほうから施工計画いただいて、なおかつ多分6メートルですから片側ずつの施工になると思います。それについては、亘理警察署との道交法との許可をいただくようになりますので、ということで地元の通行、渋滞等考慮した注文もある程度つくのかなと思いますが、できるだけご迷惑かけないような施工を心がけるように業者のほうと監督、指導していきたいと思っていますので、ご理解いただけたらと思います。以上です。

議長（阿部 均君）よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第64号平成29年度 復興1号 町道東街道線（その1）外5路線町道補修工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第64号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第12．議案第65号を議題とします。

本案について説明を求めます。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第65号平成29年度 復興2号 町道1号東街道線（その2）町道補修工事請負契約の締結について、配布資料のNo.8でご説明申し上げます。

提案理由については、先ほどと同じなので省略させていただきます。

それから、契約の目的も記載のとおりでございます。

次に、2番、契約の方法、これも同じように条件つき一般競争入札で、入札参加業者数は8社でございます。

3、請負金額でございますが、一金1億2,133万8,000円、税込みでございます。落札率81.41パーセントでございます。

4、契約の相手方につきましては、仙台市の東北ニチレキ工事株式会社であります。

５．工事の場所につきましては、山寺地内ほかでございます。

次に、工事の概要でございますが、延長が３，７２０メートル、これは１路線でございます。土工、それから舗装、路盤、それから区画線工については記載のとおりでございます。

図面、次のページをご覧くださいと思いますが、先ほどの１号に続きまして若干間があきますけれども、東街道線北から南の高瀬の高瀬中央線までの３，７２０メートルでございます。標準的な断面、舗装構成は先ほどと同じでございます。

戻っていただいて、最後に工期になりますが、これも先ほどと同じように、来年の３月２３日まででございます。よろしくお願いいたします。以上です。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

５番伊藤貞悦君の質疑を許します。

５番（伊藤貞悦君）はい。山寺地区内の舗装工事というふうなことです。東街道の拡幅、それから歩道工事というふうなものも山寺地内においては計画されておるようですが、それとこれはまた別の工事なわけですが、二重、三重になってしまっていて、傷みが舗装工事終わった後の工事でまた傷んでしまうということは考えられないのかどうか。

施設管理室長（寺島一夫君）はい。改良拡幅等については、まちづくりのほうと施工はなりますけれども、その辺は調整してダブらないようにしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（阿部 均君）よろしいですか。

５番（伊藤貞悦君）はい。拡幅歩道工事とはダブらないようにというふうなことです。区民としては同じ期間あたりにやってもらったほうが、道路の車両の通行とか、それから片側通行とかということで、工期がふえればふれるほど不便な形になってしまうのですが、その辺の配慮についてはできないわけですね。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。東街道線の歩道工事につきましては、現在測量設計やっている状況でございます。来年度から必要な用地の買収等に入るという段階で、今後その工事の着手まで２年、３年という時間があります。ただ、あらかじめ歩道工事をする期間につきましては、施設管理室のほうと調整をしまして、つくったものを再度壊すといったことのないような形でやりたいというふうに考えております。（「わかりました」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑は終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第６５号平成２９年度 復興２号 町道東街道線（その２）町道補修工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第65号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第13．議案第66号を議題とします。

本案について説明を求めます。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第66号平成29年度復興3号町道1号東街道線（その3）町道補修工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。配布資料のNo.9をご覧くださいと思います。

まず、提案理由でございますが、これも同じでございますので省略させていただきます。

次に、契約の目的も記載のとおりでございます。

次に、契約の方法でございますが、これも同じ条件つき一般競争入札で執行しております。参加業者数は7者でございます。

次に、契約金額であります。一金1億1,318万4,000円、税込みでございます。落札率は86.91パーセントであります。

4番目、契約の相手方ですが、仙台市のフジタ道路株式会社東北支店であります。

次、5番、工事の場所ですが、久保間地内ほかであります。

工事の概要ですが、これも1路線でございまして、延長が3,118メートル、土工、舗装、路盤、区画線工は記載のとおりであります。

次のページの図面をご覧くださいと思いますが、先ほどの東街道のその2に引き続きまして南に南下して、県道角田山元線までの3,118メートルでございます。舗装構成等については同じでございます。

戻っていただいて、工期でございますが、工期も同じく来年の3月23日まででございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。―― 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第66号平成29年度復興3号町道東街道線（その3）町道補修工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第66号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第14．議案第67号を議題とします。

本案について説明を求めます。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第67号平成29年度 復興4号 町道2号大平牛橋線外4路線町道補修工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。配布資料のNo.10をご覧くださいと思います。

提案理由でございますが、同じでございますので省略させていただきます。

次に、契約の目的も記載のとおりでございます。

次に、契約の方法ですが、これも同じく条件つき一般競争入札で、入札参加業者数は6社でありました。

次に、契約金額ですが、一金1億3,968万7,200円、税込みであります。落札率は81.22パーセントであります。

4．契約の相手方は、仙台市の日建工業株式会社です。

5番、工事の場所は、山元町牛橋地内ほか。

6．工事の概要でございますが、全延長で3,313メートル、路線数が5路線でございます。土工等記載のとおりであります。

次のページご覧いただきたいと思いますが、まず図面でいうと、右側の上のほうになりますけれども、大平牛橋線、これが580メートル、次に下に行きまして、国道のクリワダさんのガソリンスタンドのちょっと下がったところから東に向かって鷺足花釜線1,380メートル、それから山側に移って3番目になりますけれども、鷺足南線323メートルでございます。次に下に行きまして、これは山下小学校前の国道から西に上るようになりますが、山下山寺線500メートル、それから5番目になりますけれども、浅生原の寺嶋葬祭さんからつばめの杜の南側の浅生原笠野線ですね、これが530メートルでございます。

舗装構成等も同じでございます。

戻っていただいて、工期、これも同じく来年の3月の23日まででございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第67号平成29年度 復興4号 町道2号大平牛橋線外4路線町道補修工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第67号は原案のとおり可決されました。

正午のチャイムが鳴りましてお昼となりましたが、このまま審議を続けさせていただきます。

議長（阿部 均君）日程第15．議案第68号を議題とします。

本案について説明を求めます。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。議案第68号平成29年度 復興5号 町道8号高瀬中央線外1路線町道補修工事請負契約の締結について、配布資料のNo.11でご説明申し上げます。

提案理由、同じでございます。

それから、1番の契約の目的、記載のとおりであります。

次に、契約の方法、これも同じ条件つき一般競争入札で、入札参加業者数は8社でございます。

3．契約金額、一金1億999万1,520円、税込みであります。落札率は81.20パーセントであります。

4．契約の相手方は、仙台市株式会社エス・ケイ・ディ仙台支店であります。

5．工事の場所は、高瀬地内ほか。

6．工事の概要ですが、施工延長が3,587メートルで、2路線になります。土工、舗装工等については記載のとおりでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。位置関係については、高瀬のナルケ自動車さんのある交差点から西に上っていく高瀬中央線2,620メートル、それから同じ国道の交差点から若干下がつてアンダーパスのあるところの手前から入る高瀬新浜線が967メートルであります。

舗装構成等は同じでございます。

戻っていただいて、工期も同じ来年の3月の23日まででございます。よろしくお願いいたします。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。―― 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第68号平成29年度 復興5号 町道8号高瀬中央線外1路線町道補修工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第68号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第16．議案第69号を議題とします。

本案について説明を求めます。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第69号平成29年度 復興6号 町道9号真庭線外2路線町道補修工事請負契約の締結について、No.12資料でご説明申し上げます。

提案理由、それから契約の目的については、今までと同じでございます。

次に、契約の方法でございますが、同じく条件つき一般競争入札で、入札参加業者数は6社であります。

3番、契約の金額でございますが、一金1億562万4,000円、税込みであります。落札率は81.38パーセントであります。

4．契約の相手方は、角田市日広建設株式会社であります。

5．工事の場所は、真庭地内ほかでございます。

6．工事の概要、施工延長が全体として3,465メートル、路線数は3路線でございます。土工等については記載のとおりでございます。

1枚めくっていただいて、平面図でございますが、位置関係としまして、まず1つが合戦原の国道交差点、老人憩いの家があるところですね、そこから南下して真庭線970メートル、それからもう1路線が戸花川の橋のところから東街道まで上っていく真庭六角線2,060メートル、それからその下になりますけれども、これも国道の上り坂のところになりますけれども、ここから西に入っていく真庭卯月崎線435メートルでございます。

舗装構成等は同じでございます。

戻っていただいて、7．工期についても同じ3月の23日までということでございます。よろしくお願いいたします。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第69号平成29年度 復興6号 町道9号真庭線外2路線町道補修工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第69号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第17．議案第70号を議題とします。

本案について説明を求めます。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。議案第70号平成29年度 復興7号 町道12号中山線外3路線町道補修工事請負契約の締結について、配布資料のNo.13でご説明申し上げます。

提案理由、それから契約の目的は、記載のとおり、省略させていただきます。

次に、2番、契約の方法ですが、これも同じく条件つき一般競争入札で、参加業は7者でありました。

3．契約の金額は、一金9,558万円、税込みであります。落札率は80.12パーセントであります。

4．契約の相手方は、角田市日広建設株式会社。

5．工事の場所は、下郷地内ほかであります。

6．工事の概要でございますが、前延長として2,846メートル、4路線でございます。土工等、記載のとおりでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。まず、位置関係として1番が真庭の区民会館の南側のところの町道交差点から南下しまして、井戸沢ため池までおりてくる真庭下郷線700メートル、それから2番としまして、下に来ますけれども、日幸電機さんがある下郷のところから南下していきまして、シプロさんの事業所がある手前のところの交差点までの中山線1,290メートルとなります。それから3番目としまして、国道の交差点から町から中浜に抜ける町中浜線でありますけれども、これが国道から531メートル、それから間が抜けてさらに同じ町中浜線その2になりますけれども、325メートルになります。これも中抜けますが、始めと県道相馬亘理線に接続するところまでということになります。

舗装構成等は同じでございます。

戻っていただいて、工期も来年3月の23日までという工期であります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。―― 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第70号平成29年度復興7号町道12号中山線外3路線町道補修工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第 7 0 号は原案のとおり可決されました。

議 長（阿部 均君）以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は 1 2 月 1 2 日午前 1 0 時開議であります。

大変ご苦労さまでございました。

午後 0 時 1 0 分 散 会
